

平成30年度 大東市未来人材奨学金返還支援補助金 交付対象者募集要項

大東市では、若年層の労働人口を本市内へ流入させ、定住を促進するとともに、中小企業への就業を促進するため、貸与型奨学金を利用した方で、市内の中小企業等に就職し市内に居住した場合、奨学金の返還額の一部を助成いたします。

つきましては、本制度の適用を希望する方を募集いたします。

1. 募集対象者

次の要件全てを満たす方を対象とします。（下半期10月～3月返還分を申し込む場合）

- 公務員ではない
- 平成29年10月1日から補助金の申込みを行う日まで、大東市に住所があり、かつ現に居住している
- 大学・高校等^{〔注1〕} 在学中に奨学金等の貸与を受けた
- 貸与を受けた奨学金等について、その返還を遅延なく行っている
- 市税を滞納していない
- 平成29年10月1日から平成30年3月31日の間のいずれかの日から補助金の申込みを行う日まで、次のいずれかに該当する
 - ① 大東市内に事業所等がある中小企業^{〔注2〕} に正規雇用（雇用期間の定めがなく、常勤するものをいう。）され、かつ大東市内の事業所等で働いている
 - ② 保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、大東市内に事業所がある事業主に正規雇用され、かつ、大東市内の事業所等で資格に基づき働いている

〔注1〕「大学・高校等」とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程および専門課程に限る）のことで。

〔注2〕「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者のことです。

2. 対象となる奨学金等

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金
- (2) 公益財団法人大阪府育英会の奨学金
- (3) 大東市奨学貸付条例に基づく奨学金
- (4) 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金のうち修学資金
- (5) 大阪府社会福祉協議会生活福祉資金のうち教育支援資金

3. 申請期間

下半期（10月～3月返還分）…平成30年 4月1日から平成30年9月30日まで
上半期（4月～9月返還分）…平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
※郵送の場合、当日消印有効

4. 補助内容

補助額

奨学金等の返還額の **1/2**（1,000円未満の端数切捨て）

上限75,000円（1年を上・下半期に分けた1期あたり）

※ただし、他の地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額

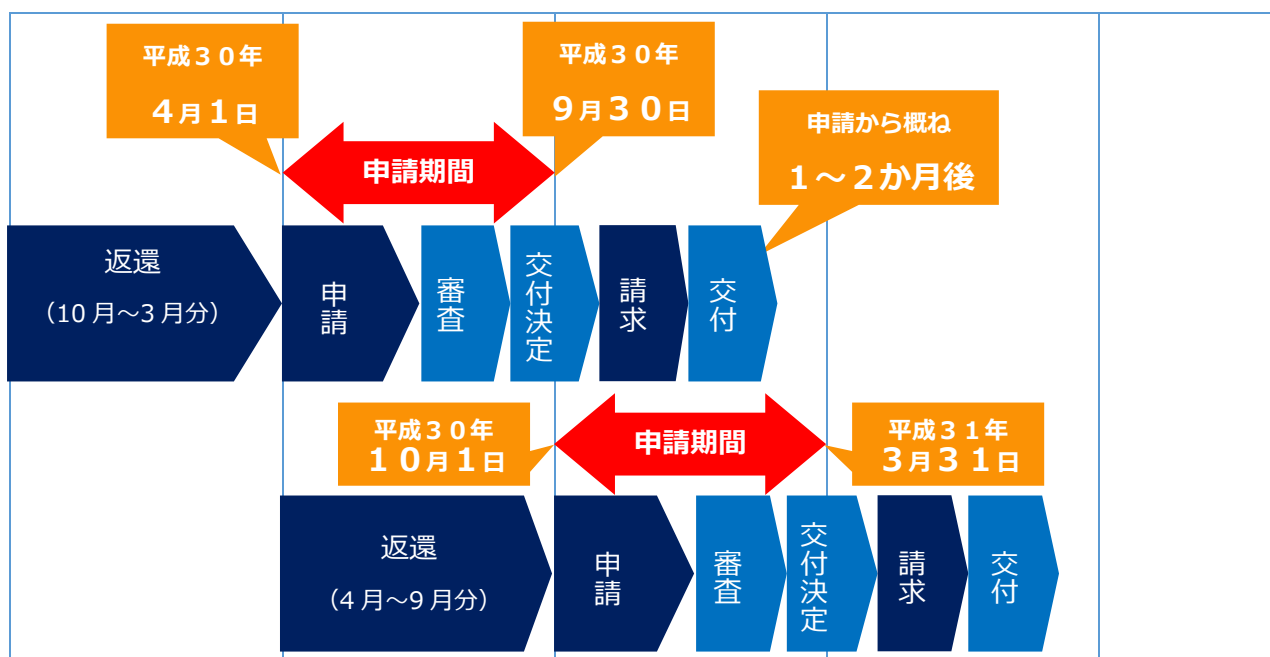
対象期間

最大（返還を開始すべき月から）**8年間**

対象経費

補助金を受けようとする期間に返還した奨学金等

5. 補助金交付までの流れ



6. 申請方法

次に掲げる書類を**申請期間内に提出**してください。

| 提出書類 | 取得場所 | 取得時期 |
|--|------------------------|------------------|
| ① 補助金交付申込書（様式第1号） | ・市役所 産業振興課 ・市ホームページ | |
| ② 就労証明書（様式第2号） | ・市役所 産業振興課 ・市ホームページ | 申請期間中 ※勤務先が記入 |
| ③ 奨学金等の貸与を証する書類 ④ 奨学金等の全体の返還計画が確認できる書類 ⑤ 奨学金等の返還額を証する書類 ※③④は変更がなければ2回目以降省略可 | ・奨学金等の貸与機関 | 奨学金等の返還開始後 |
| ⑥ 資格の取得を証するものの写し（該当者のみ） | | |

7. 注意点

(1) 個人情報の取扱いについて

- ・申請に関する住民基本台帳情報および市税情報について、市が調査いたします。
- ・個人情報の取扱いについては、市において適切に管理します。
- ・また、定住促進に係るアンケート等を送付させていただく場合があります。

(2) 補助金の返還について

- ・虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。

8. 申請先

【提出先】 〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号
大東市 政策推進部 産業振興課

【問合せ先】 大東市 政策推進部 産業振興課
○電話：072-870-4013（直通）
○ファクス：072-870-9608
○E-mail：sangyo@city.daito.lg.jp
○受付時間：平日午前9時～午後5時30分